

【新設】（完全支配関係グループが通算グループに加入する場合のいずれかの主要な事業の意義）

2-50 完全支配関係グループ（法人（通算グループに属する通算親法人との間に当該通算親法人による支配関係があるものを除く。以下2-50において同じ。）及び当該法人との間に当該法人による完全支配関係がある法人によって構成されたグループをいう。）が当該通算グループに加入する場合における令第131条の16第4項第1号《通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益》に規定する「いずれかの主要な事業」とは、当該完全支配関係グループに属するいずれかの法人にとって主要な事業ではなく、当該完全支配関係グループにとって主要な事業であることをいうのであり、当該完全支配関係グループにとっての主要な事業が複数ある場合の共同事業に係る要件の判定に当たっては、そのいずれかの事業を同号に規定する子法人事業として同号に掲げる要件に該当するかどうかの判定を行うことに留意する。

【解説】

- 1 グループ通算制度においては、通算承認（法64の9⑪⑫）の規定の適用を受ける法人税法第64条の9第2項《通算承認》に規定する他の内国法人（子法人）は、通算加入直前事業年度（当該他の内国法人について通算承認の効力が生ずる日の前日の属する当該他の内国法人の事業年度をいう。）終了の時に有する時価評価資産について時価評価損益（その時の帳簿価額とその時の価額との差額をいう。）の計上を行うこととされている（法64の12①、以下「本制度」という。）。この他の内国法人からは、次の法人（時価評価除外法人）を除くこととされている。
 - (1) 通算法人がその通算法人に係る通算親法人による完全支配関係（同条第1項に規定する政令で定める関係に限る。以下同じ。）がある法人を設立した場合におけるその法人（法64の12①一）
 - (2) 通算法人を株式交換等完全親法人とする適格株式交換等に係る株式交換等完全子法人（法64の12①二）
 - (3) 通算親法人が法人との間にその通算親法人による完全支配関係を有することとなった場合（その有することとなった時の直前においてその通算親法人とその法人との間にその通算親法人による支配関係がある場合に限る。）で、かつ、従業者継続要件及び主要事業継続要件の全てに該当する場合におけるその法人（通算親法人との間にその通算親法人による完全支配関係が継続することが見込まれている場合に該当するものに限る。）（法64の12①三）
 - (4) 通算親法人が法人との間にその通算親法人による完全支配関係を有することとなった場合（その有することとなった時の直前においてその通算親法人とその法人との間にその通算親法人による支配関係がある場合を除く。）で、かつ、その通算親法人又は他の通算法人とその法人とが共同で事業を行う場合に該当する場合におけるその法人（通算親法人との間にその通算親法人による完全支配関係が継続することが見込まれている場合に該当するものに限る。）（法64の12①四）

2 上記1(4)の共同で事業を行う場合とは、次の(1)から(4)までの要件の全てに該当する場合（以下「共同事業に係る要件」という。）をいうこととされている（令131の16④）。

- (1) 事業関連性要件（子法人事業と親法人事業が相互に関連するものであること）
- (2) 子法人事業と親法人事業の事業規模比5倍以内要件又は特定役員継続要件
- (3) 従業者継続要件
- (4) 主要事業継続要件

この子法人事業とは、上記1(4)の法人又は当該法人が上記1(4)の通算親法人との間に当該通算親法人による完全支配関係を有することとなる時の直前において当該法人との間に完全支配関係がある他の法人（その完全支配関係が継続することが見込まれているものに限る。）の完全支配関係発生日（当該通算親法人による完全支配関係を有することとなる日をいう。以下同じ。）前に行う事業のうちのいずれかの主要な事業をいい、親法人事業とは、上記1(4)の通算親法人又は当該完全支配関係を有することとなる時の直前において当該通算親法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（当該通算完全支配関係が継続することが見込まれているものに限る。）の完全支配関係発生日前に行う事業のうちのいずれかの事業をいうこととされている（令131の16④一）。

3 ここで、上記2(1)の事業関連性要件については、通算グループへの加入の前に完全支配関係グループ（法人（通算グループに属する通算親法人との間に当該通算親法人による支配関係があるものを除く。以下同じ。）及び当該法人との間に当該法人による完全支配関係がある法人によって構成されたグループをいう。以下同じ。）を構成している場合にその完全支配関係グループが当該通算グループに加入するケースを例に考えてみると、その完全支配関係グループを構成する各法人及び通算グループを構成する各通算法人をそれぞれのグループごとに一体とみて、それぞれのグループの事業（前者の完全支配関係グループについては子法人事業、後者の通算グループについては親法人事業）の事業関連性を判定するものであるから、上記2の「いずれかの主要な事業」とは、完全支配関係グループ内において主要な事業をいう、ということになる。したがって、その事業を行う法人にとっての主要な事業ということではないのであり、換言すれば、その事業を行う法人にとっての主要な事業であるからといって必ずしも上記2の「いずれかの主要な事業」に該当するということにはならない、ということである。本通達の前半において、このことを留意的に明らかにしている。

また、この「いずれかの主要な事業」の意味するところを前提として、当該完全支配関係グループにとって主要な事業が複数ある場合の上記2の「共同事業に係る要件」の判定については、そのいずれかの事業を子法人事業として事業関連性要件の判定を行うこととなるのであり、本通達の後半においてこのことを留意的に明らかにしている。